

記載要領等	追加結婚・子育て資金非課税申告書
-------	------------------

《使用目的等》

この申告書は、既に租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 2 項に規定する結婚・子育て資金管理契約（以下「結婚・子育て資金管理契約」といいます。）に基づく当該結婚・子育て資金管理契約に係る信託受益権、金銭又は金銭等について同条第 1 項本文の規定を適用している場合に、新たに同項本文の規定の適用を受けようとするときは、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、同条第 2 項第 5 号に規定する取扱金融機関の営業所等を経由し、同項第 1 号イに規定する受贈者の納税地の所轄税務署長に提出してください。

《記載要領等》

1 「受贈者」及び「贈与者」の欄の

(1) 「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の項には、同法第 62 条第 2 項の規定により定めた納税地を記載してください。

(2) 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を記載してください。

2 「贈与者」の欄の「続柄」の項には、受贈者との続柄を記載してください。

3 「贈与者から新たに取得をしたもの」の欄の

(1) 「信託受益権、金銭又は金銭等の別」の項は、贈与者から取得をした「信託受益権」、「金銭」又は「金銭等」の別に応じ、該当するものを○で囲んでください。

(2) 「信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の項には、上記 3 (1) の信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載してください。

(3) 「金銭又は金銭等の取得年月日」の項には、書面による贈与により金銭又は金銭等を取得した場合に当該金銭又は金銭等の取得年月日を記載してください。

4 「左のうち新たに非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の項には、上記 3 (2) に記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、下記 5 (2) に記載する取扱金融機関の営業所等において結婚・子育て資金管理契約に基づき新たに租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 1 項本文の規定の適用を受けようとする信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載してください。

5 「既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書」の欄の

(1) 「非課税抛出額」の項には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した以外の信託受益権、金銭又は金銭等について結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書（以下「結婚・子育て資金非課税申告書等」といいます。）を提出して租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 1 項本文の規定の適用を受けている当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載してください。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第 40 条の 4 の 4 第 27 項に規定する結婚・子育て資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第 28 項の規定により租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 1 項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税抛出額減価額」といいます。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき結婚・子育て資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適

＜追加結婚・子育て資金非課税申告書 記載要領等＞

用を受けた部分の価額から当該非課税拋出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拋出額減価額を「非課税拋出額減価額」の表示をして外書してください。

- (2) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記5(1)の結婚・子育て資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載してください。

なお、「法人番号」の項は、当該取扱金融機関の営業所等の長が当該取扱金融機関の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載してください。

- 6 受贈者の法定代理人がある場合には、「(摘要)」の欄に当該法定代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

- 7 贈与者が3以上ある場合には、「(摘要)」の欄に贈与者の氏名及び住所又は居所並びにそれぞれの贈与者から取得をした信託受益権、金銭又は金銭等の価額その他参考となるべき事項を記載してください。